

付 4 調 査 要 約

I 昭和40年国富特別調査のための法人企業資産調査要綱

昭和41年5月
経済企画庁

1 調査の目的

営利法人企業の所有する再生産可能な有形固定資産（以下「資産」という。）を調査して、その実態を明らかにし、国富推計の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

(1) 調査客体
別紙1「標本抽出方法」により、全国の法人企業のうちから抽出した約2,000の企業とする。

(2) 調査資産

法人企業の所有する耐用年数1年以上の資産とする。

3 調査事項

別紙2および3の調査票により、次の事項を調査する。

(1) 企業に関する一般的な事項

(2) 調査資産の取得時期および取得価額等に関する事項

4 調査の時点

調査は、昭和40年12月31日現在について行なう。

5 調査の実施期間

調査は、資本金1千万円以上の法人については昭和41年7月15日から8月15日までに、資本金1千万円未満の法人については8月15日から9月15日までに実施する。

6 調査の方法

調査は、調査客体の代表者による自計申告の方法により実地に行なう。

7 調査の系統

調査は、経済企画庁長官、都道府県知事、指導員、調査員、客体の代表者の系統により行なう。

ただし、経済企画庁長官の承認をうけた場合は、指導員および調査員を省略することができる。

8 資産の評価方法

資産は、原則として、取得価額に物価倍率と経過年数に応ずる残価率（定率法による。）を乗じて評価する。ただし、鉱業用資産等特別なものについては、別に定める。

物価倍率、残価率および鉱業用資産等の評価方法については、行政管理庁長官の承認を得て別に定める。

9 集計事項

総理府統計局において、中央集計の方法により、産業別資産項目別評価額等を集計する。

10 結果の公表

調査結果は、集計完了次第、所定の刊行物により公表する。

11 調査関係書類の保存期間および保存責任者

（書類名）	（保存期間）	（保存責任者）
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永年	経済企画庁長官

12 調査従事者

経済企画庁、総理府統計局および都道府県においては、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官および統計主事以外の者も、この調査に従事させることができる。

13 調査票の使用

調査票は、統計作成の目的以外に使用することはできない。

別紙1

標本抽出方法

1 母集団、抽出単位および抽出のわく

母集団は、昭和40年12月31日現在で、国内に本店または主たる事務所を有する営利法人（外国法人を除く。）とする。

抽出単位は、各法人の本店または主たる事務所とする。

抽出のわくには、資本金1千万円以上の法人については、昭和40年12月31日現在の「景気動向調査用法人カード」（昭和35年事業所統計調査にもとづいて作成し、昭和35年7月2日以降昭和40年12月31までの設立、解散、増資および合併による異動を補正したもの）を用いる。

資本金1千万円未満の法人については、「3. 標本抽出の方法」の「(2)」の「イ」による標本単位区について作成した名簿を用いる。

2 標本法人数

標本法人数は約2,000法人とする。

3 標本抽出の方法

(1) 抽出率

下表にかかる抽出率とする。

資本金階級	抽出率	
	製造業	その他の産業
10億円以上	1 / 1	1 / 1
1億円以上	10億円未満	1 / 10
5千万円以上	1億円未満	1 / 40
3千万円以上	5千万円未満	1 / 100
1千万円以上	3千万円未満	1 / 200
1千万円未満		1 / 1920

(2) 抽出方法

ア 資本金1千万円以上の法人

産業（製造業およびその他の産業）および資本金階級別に層化し、各層から所定の抽出率により標本法人を抽出する。

なお、製造業については、標本数が産業中分類別有形固定資産額に比例するように約400法人を追加配分する。

イ 資本金1千万円未満の法人については、「昭和38年事業所統計調査」の調査区にもとづいて設定した単位区を、その特性によって、工業単位区、商業単位区に層化し、各属から1/240(ただし、東京都は1/480)の抽出率で単位区を抽出し、これに対応する「昭和41年事業所統計調査」調査区の区域を標本単位区とする。

次に、各標本単位区から1/8の抽出率で標本法人を抽出する。

別紙 2

昭和40年国富特別調査のための法人企業資産調査

法 人 調 査 票		経済企画庁	
		昭和40年12月31日現在	昭和 年 月 ~ 昭和 年 月
		(1) 資本または出資金	(2) 財務状況
		百万円	年 回 月
		(3) 株主年月	年 月
		(4) 組 織	(5) 資本または出資金
		(6) 決 算 期	(7) 資産評価を行なった年月日
		(8) 最近1年間の事業内容の概要	(9) 株主者数
ア) 産 業		昭和40年 12月31日現在	
		回 営業の種類	取扱原価
		有形 機物および竹籠設備 機械	(うち動力、特別修理費)
		機械	備
		機械	備
		車両運搬具	備
		工具・器具・備品	備
		土地建物・改良 施設	備
		大 金 墓	備
		日 本 土 地 保 住	備
		合 计	備
		標 本	備
添付した調査票の枚数		合計	印
		調査票	調査票
記入者 氏名印		新規部課 役職名 (電話)	指導員印
			#
郵送府県担当者印		指導員印	調査票印
#		#	#
イ) 売上高など (昭和 年 月~昭和 年 月)		売上高(千円)	売上高(%)
(6) 最近1年間の事業内容の概要		従業者数(人)	従業者数(%)
ア) 産 業		合計	100.0%
ウ) 備考			

注: #印および調査票には、記入しないで下さい。

別紙 3 $\mathcal{O}(1)$

昭和40年国富特別調査のための

昭和 40 年度特別調査のための法人企業資料調査

書中の 指

指定統計單1行

この調査機関、監
計作業の目的以外
には使用されませ
んから、ありのま
まを記入してください。

資本額	資本金	盈餘	積累	盈余	資本	資本額
元	元	元	元	元	元	元

1. この検査結果は、昭和59年1月21日11時30分における検査結果で、既往の歴史をもつて、合併症を併発する可能性があるため、必ず医師の診断をうけたうえで、お手洗いをしてから、お出で下さい。また、検査結果が陽性である場合は、必ず医師の診断をうけたうえで、お手洗いをしてから、お出で下さい。検査結果が陰性である場合は、検査料金を支払ってから、お出で下さい。

2. 検査結果が陽性である場合は、必ず医師の診断をうけたうえで、お手洗いをしてから、お出で下さい。検査結果が陰性である場合は、検査料金を支払ってから、お出で下さい。

食生活は、運動習慣といわれます。土産選択、改販は、土産販入を防ぐに適度、改販だけを入します。

別紙 3 の(2)

卷之三

この調査は、統計
的観測的目的以外には
利用されませんから

查證資料定固形有

年 令 と 性 別	出生率												死亡率		自然増減率		人口
	40年	39年	38年	37年	36年	35年	34年	33年	32年	31年	30年	29-30年	28-29年	27-28年	24-25年	23-24年	
男	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
女	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95
合計	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
出生	1,000,000	999,999	999,998	999,997	999,996	999,995	999,994	999,993	999,992	999,991	999,990	999,989	999,988	999,987	999,986	999,985	999,984
死亡	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
自然増減	500,000	499,999	499,998	499,997	499,996	499,995	499,994	499,993	499,992	499,991	499,990	499,989	499,988	499,987	499,986	499,985	499,984
人口	1,500,000	1,499,999	1,499,998	1,499,997	1,499,996	1,499,995	1,499,994	1,499,993	1,499,992	1,499,991	1,499,990	1,499,989	1,499,988	1,499,987	1,499,986	1,499,985	1,499,984

注 1 この調査には、所定のやむなし月日計画に付ける文部省より購入した書類と算用機を記入します。したがって、企画書は、既存機械の廃止が予定された3月までの間にデータ

7 植物および微生物の利用実験、結果得たものは既述より略すが、上記に上って、各行の上部に記入します。細胞膜中にけり

3 #印紙をひく業者三社、輸入小名もしくは日本に

II 昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査要綱

昭和41年5月
経済企画庁

1 調査の目的

個人企業の所有または使用する再生産可能な有形固定資産（以下「資産」という。）を調査して、その実態を明らかにし、国富推計の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

(1) 調査客体

別紙1「標本抽出方法」により、全国の農林水産業を除く個人企業のうちから抽出した約1,800企業とする。

(2) 調査資産

個人企業の所有または使用する耐用年数1年以上の資産のうち、別紙2で指定した品目（以下「指定品目」という。）とする。

ただし、別に選定した約300企業については、指定品目以外の資産も調査する。

3 調査事項

別紙3および4の調査票により、次の事項を調査する。

(1) 企業に関する一般的な事項

(2) 調査資産の取得時期および取得価額等に関する事項

4 調査の時点

調査は、昭和40年12月31日現在について行なう。

5 調査の実施期間

調査は、昭和41年8月15日から9月15日までに実施する。

6 調査の方法

調査は、調査客体の業主による自計申告の方法により実地に行なう。

7 調査の系統

調査は、経済企画庁長官、都道府県知事、指導員、調査員、調査客体の業主の系統により行なう。

ただし、経済企画庁長官の承認をうけた場合は、指導員および調査員を省略することができる。

8 資産の評価方法

資産は、原則として、取得価額に物価倍率と経過年数に応ずる残価率（定率法による。）を乗じて評価する。

ただし、鉱業用資産等特別なものについては、別に定める。

物価倍率、残価率および鉱業用資産等の評価方法については、行政管理庁長官の承認を得て別に定める。

9 集計事項

総理府統計局において、中央集査の方法により、産業別資産項目別評価額等を集計する。

10 結果の公表

調査の結果は、集計完了次第、所定の刊行物により公表する。

11 調査関係書類の保存期間および保存責任者

（書類名）	（保存期間）	（保存責任者）
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永年	経済企画庁長官

12 調査従事者

経済企画庁、総理府統計局および都道府県においては、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官および統計主事以外の者も、この調査に従事させることができる。

13 調査票の使用

調査票は、統計作成の目的以外に使用することはできない。

別紙1

標本抽出方法

1 母集団、抽出単位および抽出のわく

母集団は、昭和41年7月1日現在で国内に本店または主たる事務所を有する農林水産業を除く常利の個人企業（業主が外国人のものを除く。）とする。

抽出単位は、各企業の本店または主たる事務所とする。

抽出のわくは、昭和41年7月1日現在で作成した名簿による。

2 標本企業

標本企業数は約1,800企業とする。

3 標本抽出の方法

標本抽出は、層化2段抽出法（単位区一企業）による。

(1) 単位区の設定および抽出

「昭和38年事業所統計調査」の調査区の近接する2調査区を1単位とする。

単位区をその特性によって、工業単位区、商業単位区およびその他の単位区の3層にわける。さらに、これを東京都とそれ以外の道府県にわけ、東京都の各層からは1/480の抽出率で、それ以外の道府県の各層からは1/240の抽出率で、合計118単位区を抽出し、これに対応する「昭和41年事業所統計調査」調査区の区域を標本単位区とする。

(2) 標本企業の抽出

各標本単位区について、個人企業の名簿を作成し、これにもとづいて、各標本単位区から1/7の抽出率で標本企業を抽出する。

(3) 指定品目以外の有形固定資産も調査する標本企業の抽出

(2)により抽出された標本企業から、約300企業を系統抽出する。

別紙2 昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査 指定品目

資産の種類		摘要
1 建物	11 住宅 12 非住宅 13 建物付属設備	
2 構築物	21 鋼筋道路 22 排水浄化装置 23 水槽 24 煙突	
3 機械および装置	31 ボイラー・原動機 3101 ボイラー 3102 ガソリンエンジン 3103 ディーゼルエンジン 3104 石油エンジン	
	32 金属加工機械 3201 旋盤 3202 ポーラル盤 3203 中ぐり盤 3204 フライス盤 3205 研削盤 3206 機械プレス 3207 ダイカストマシン	
	33 織維機械 3301 編機 3302 織機	
34 化学機械	3401 ろ過機 3402 分離機	
35 建設機械	3501 ロードローテー 3502 コンクリートミキサー	動力式に限る。
36 ポンプ圧縮機械	3601 ポンプ 3602 コンプレッサー 3603 送風機	
37 荷役・運搬機械	3701 コンベア 3702 卷上機	
38 電気機械	3801 発電機 3802 電動機 3803 変圧器 3804 電経開閉器 3805 しや断器 3806 著電器 3807 電弧よう接機 3808 整流器 3809 横算電力計 3810 X線装置	
39 その他的一般機械および装置	3901 印刷機械 3902 合成樹脂加工機械	平凸版すべてを含む。 合成樹脂加工機械

資産の種類		摘要
	3903 貯蔵機 3904 製粉機 3905 製氷機 3906 冷凍機 3907 变速機 3908 ローラーチェーン 3909 乾燥機 3910 ミシン 3911 アイスクリーム製造機 3912 製材機 3913 煮釜	ソフトクリーム製造機を含む。 のこ盤機を含む。
4 船舶	41 木船	
5 車輌および運搬具		5001 乗用自動車 5002 貨物自動車(4輪) 5003 貨物自動車(3輪) 5004 オートバイ・スクーター 5005 自転車 5006 リヤカー
6 工具・器具 および備品		6001 ランマー 6002 自動および電気カッター 6003 自動および電気カンナ 6004 電気ドリル 6005 立万力 6006 オースター(ネジ切り) 6007 歯科用ユニット 6008 消毒用器具 6009 心電計 6010 太陽燈 6011 赤外線治療器 6012 超短波治療器 6013 顎鏡 6014 カメラ 6015 照明器具 6016 クリーニングプレス機器 6017 理容および美容用椅子 6018 美容用ドライヤー 6019 鏡 6020 書庫 6021 戸棚 6022 陳列ケース 6023 ロックBOX 6024 洋服箪笥 6025 机 6026 いす
		陳列用および医療用に限る。 造り付けのものを除く。 テーブルを含む。

資産の種類		摘要
	6027 じゅうたん	
	6028 応接セット	旅館用および医療用のものに限る。
	6029 ベッド	
	6030 業務用ふとん	造り付けのものを除く。
	6031 流し台	造り付けのものを除く。
	6032 調理台	造り付けのものを除く。
	6033 ガステーブル	造り付けのものを除く。
	6034 冷蔵庫	
	6035 電気洗濯機	
	6036 扇風機	
	6037 ステレオ	
	6038 電気掃除機	
	6039 ルームクリーラー	
	6040 ストーブ	
	6041 電話機	私設の電話機に限る。
	6042 金銭登録機	
	6043 金庫	

別紙 3

昭和40年国富特別調査のための
個人企業資産調査

(6)

指定統計 第 85 号

企業体調査票

昭和40年12月31日現在

経済企画庁
都道府県単位区調査客体
番号符号番号

#

(1) 企業体	名称						
	所在地	都道府県	区	町	丁目	番地	号
(2) 企業主 または代表者	氏名						電話局()番
	住所	都道府県	区	町	丁目	番地	号
							電話局()番

(3) 事業内容	① 事業種						※ 産業分類 従業者階級 資産額階級
	② 主要生産品名または取扱品名 (製造業および卸・小売業の場合)						
	③ 事業別収入割合(2事業種以上を営む場合)						

(4) 従業者数 (昭和40年12月31日現在)	計	事業主	家族	常雇の臨時・日雇従業者	(6)備考
	従業者	従業者	従業者		

(5) 昭和40年1月から同年12月までの事業収入	1 収入なし	7 500万円~700万円未満
	2 50万円未満	8 700万円~1,000万円未満
	3 50万円~100万円未満	9 1,000万円~2,000万円未満
	4 100万円~200万円未満	10 2,000万円~3,000万円未満
	5 200万円~300万円未満	11 3,000万円~5,000万円未満
	6 300万円~500万円未満	12 5,000万円以上

(7) 添付した調査票の枚数	有形固定資産調査票			注 ※印欄には 記入しない でください。
	計	A	B	
	枚	枚	枚	

※印欄には
記入しない
でください。

都道府県
担当者印

指導員印

調査員印

別紙4の(1)

昭和40年国富特別調査のための
個人企業資産調査

経済企画庁

有形固定資産調査票A(指定品目)

枚中 枚

都道府県番号	単位符号	区号	調査客体番号
#	#	#	#

昭和40年12月31日現在

資産の状況	(1) 品目名	(2) 構造	(3) 用途	(4) 数量	(5) 取得時期
(A) 所有	(B) 借用				昭和年 大正以前
貸主	(a) 個人				
(c) その他の	(b) 法人				
(C) 使用	(D) 貸与				
調査場所	調査場所				
(E) にある	(F) 以外にある				

(1) 資産符号	(2) 耐用年数	(3) 物価倍率	(4) (7) × (3)	(5) 残価率	(6) または (8) × (5)
※	※	※	※	※	※

(G) 備考

— 90 —

別紙4の(2)

昭和40年国富特別調査のための
個人企業資産調査

有形固定資産調査票B

(指定品目以外)

経済企画庁

昭和40年12月31日現在

都道府県番号	単位符号	区号	調査客体番号
#	#	#	#

種類	品名	構造	用途	再取得価額(時価)	種類	品名	構造	用途	再取得価額(時価)
構築物				千円	車両および運搬具				千円
機械および装置					器具および備品				
船舶					その他				
再取得価額合計欄				構築物	機械および装置	船舶	車両および運搬具	器具および備品	その他
				※	※	※	※	※	※

注 1. ※印および#印欄には、記入しないでください。
2. (7)取得価額がわからない場合は、(8)欄に再取得価額すなわち昭和40年12月31日現在において新規に取得するものとしての価額を記入してください。

合計
※

— 91 —

III 昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査要綱

昭和41年5月
経済企画庁

1 調査の目的

地方公共団体の経営する企業および収益事業（以下「地方公営企業等」という。）の管理する再生産可能な有形固定資産（以下「資産」という。）を調査してその実態を明らかにし、国富推計の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

(1) 調査客体

別紙1「標本抽出方法」により、全国の地方公営企業等のうちから抽出した約200企業とする。

(2) 調査資産

地方公営企業の管理する耐用年数1年以上の資産とする。

3 調査事項

別紙2および3の調査票によりつぎの事項を調査する。

(1) 企業に関する一般的な事項

(2) 調査資産の取得時期および取得価額等に関する事項

4 調査の時点

調査は、昭和40年12月31日現在について行なう。

5 調査の実施期間

調査は、昭和41年8月1日から8月31日までに実施する。

6 調査の方法

調査は、調査客体の管理者による自計申告の方法により行なう。

7 調査の系統

調査は、経済企画庁長官、都道府県知事、調査客体の管理者の系統により行なう。

8 資産の評価方法

資産は、原則として取得価額に物価倍率と経過年数に応ずる残価率（定率法による。）を乗じて評価する。

物価倍率および残価率については行政管理庁長官の承認を得て別に定める。

9 総計事項

総理府統計局において、中央集査の方法により産業別資産項目別評価額等を総計する。

10 結果の公表

調査結果は、集計完了次第、所定の刊行物により公表する。

11 調査関係書類の保存期間および保存責任者

(書類名)	(保存期間)	(保存責任者)
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永年	経済企画庁長官

12 調査従事者

経済企画庁、総理府統計局および都道府県においては、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官および統計主事以外の者も、この調査に従事させることができる。

13 調査票の使用

調査票は、統計作成の目的以外に使用することはできない。

別紙1

標本抽出方法

1 母集団、抽出単位および抽出のわく

母集団は、昭和40年3月31日現在存在する地方公営企業等のうち、つぎにかかげる事業を除くものとする。

(1) 病院事業

(2) 下水道事業

抽出単位は、各企業とする。

抽出のわくは、「地方公営企業年鑑」および関係各省の調査資料による。

2 標本企業数

標本企業数は約200企業とする。

3 標本抽出方法

各企業を産業別および有形固定資産額階級別に層化し、電気業、ガス業および建設業については、有形固定資産額10億円以上の企業を、その他の産業については、50億円以上の企業を悉皆調査とする。

上記以外のもについては、原則として有形固定資産額に比例させて標本を配分する。

(秘)

指定統計第89号

昭和40年国富特別調査のための
地方公営企業等資産調査

調査客体番号
#

企業体調査票

昭和40年12月31日現在

経済企画庁

(1) 名称			(2) 地方公営企業法適用の有無	有・無	
(3) 所在地					
(4) 事業内容 および能力					
(5) 職員数	計	(7)事務職員	(8)技術職員	(9)その他	
	人	人	人	人	
(6) 事業収入	千円				
(7) 有形固定資産内訳 (固定資産明細書による)	資産の種類	取得原価	償却額累計	当期末残高	償却方法
	建物および付属設備	千円	千円	千円	
	構築物				
	機械および装置				
	船 舶				
	車両運搬具				
	工具器具および備品				
	土地造成および改良				
	建設仮勘定				
	大動植物				
土 地 (面積 平方m)					
計					

記入者 部課		氏名		印
-----------	--	----	--	---

有形固定資産 調査票	計 枚	A 枚	B 枚
---------------	--------	--------	--------

注…#印欄には、記入しないでください。

経済企画庁
規則第19号

有形固定資産調査票 A

昭和40年1月1日現在

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

（

）

資産の種類	取得原価	償却額累計	当期末残高	償却方法	資産額																				
					1 建物 構造物および付属設備	2 構造物 仕様は	3 機械 器具	4 器具	5 工具 器具	6 備品	7 大動植物	8 船舶	9 機械	10 機器	11 備品	12 消耗品	13 在庫	14 預金	15 預り金	16 預り物	17 預り金	18 預り物	19 預り金	20 預り物	21 預り金
建物および付属設備	千円	千円	千円																						
構築物																									
機械および装置																									
船 舶																									
車両運搬具																									
工具器具および備品																									
土地造成および改良																									
建設仮勘定																									
大動植物																									
土 地 (面積 平方m)																									
計																									

注 1 この調査表には、昭和40年12月31日現在における有形固定資産の現状を記載し、取扱額を記入します。したがって、合計額は、昭和40年12月31日までの新規購入額に相当します。
 2 調査する範囲のすべてをかこら、総括または用度および目次を記入し、その詳細を記入したうえ、上記によって各行の表上欄に取扱額を記入します。期別部分には、記入しないでください。
 3 仕掛過帳・販賣は、土地購入代をもめた決算、改定値だけを記入します。
 4 勘定科目には、記入しないでください。

この調査表には、昭和40年12月31日現在における各種の事件等を調査用紙記入欄に記入します。したがって、合計欄は、昭和40年12月31日までに記入された件数になります。

付 5 調 査 規 則

I 昭和40年国富特別調査のための法人企業資産調査規則

○總理府令第29号

統計法第3条第2項の規定に基づき、昭和40年国富特別調査のための法人企業資産調査規則を次のように定める。

昭和41年5月31日

内閣総理大臣 佐藤栄作

昭和40年国富特別調査のための法人企業資産調査規則

(目 的)

第1条 統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計である昭和40年国富特別調査のための法人企業資産調査（指定統計第81号。以下「法人企業資産調査」という。）の施行に関しては、この府令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 法人企業資産調査は、法人（公益法人、地方公共団体及び経済企画庁長官の指定する政府関係機関を除く。）の所有する資産の状況を調査し、国庫推計の基礎資料を作成することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この府令において、資産とは、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具、及び備品並びにその他の有形固定資産で経済企画庁長官の定めるものをいう。

(調査の時点)

第4条 法人企画資産調査は、昭和40年12月31日現在によって行なう。

(調査の客体)

第5条 法人企業資産調査は、資本金1千万円以上の法人のなかから経済企画庁長官が選定したもの、及び
経済企画庁長官が別に定める地域に本店又は主たる事務所を有する資本金1千万円未満の法人のなか
から都道府県知事が経済企画庁長官の定める方法により選定したもの（以下「調査法人」という。）
について行なう

(調査項目)

第6条 法人企業資産調査は、次の各号に掲げる事項について行なう。

- 1 名 称
2 本店又は主たる事務所の所在地
3 組 織
4 資本金又は出資金
5 設立時期
6 従業者数
7 資産再評価法（昭和25年法律第110号）、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和29年法律第142号）又は中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和32年法律第138号）の規定による
再評価の年月

8 事業の内容

9 資産の種類、取得時期、取得価額、減価償却額及び減価償却の方法

2 前項の調査事項の細目については、別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号に定める調査票に記載するところによる。

(申告の義務)

第7条 調査法人の代表者は、前条第1項の調査事項に関し、同条第2項の調査票に所定の記入をしたうえ、都道府県知事の定める期日までに、都道府県知事又は第9条第1項に規定する法人企業資産調査員に提出しなければならない。

(調査の執行)

第8条 都道府県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の法人企業資産調査の執行をつかさどる。

(法人企業資産調査指導員及び法人企業資産調査員)

第9条 法人企業資産調査の事務に従事させるため、都道府県に、統計法第12条第1項の統計調査員として、法人企業資産調査指導員（以下「指導員」という。）及び法人企業資産調査員（以下「調査員」という。）を置くことができる。

2 指導員及び調査員は、都道府県知事が任命する。

3 指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員の事務の執行を指導する。

4 調査員は、都道府県知事の指揮監督及び指導員の指導を受けて、法人企業資産調査の実施に関する事務を行なう。

(統計從事者)

第10条 法人企業資産調査には、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官及び統計主事以外の者も従事させることができる。

(調査票の提出)

第11条 調査員は、第7条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、都道府県知事の定める期日までに、指導員に提出しなければならない。

2 指導員は、前項の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、都道府県知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項又は第7条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、経済企画庁長官に、その定める期日までに提出しなければならない。

(集計及び公表)

第12条 経済企画庁長官は、調査票を審査し、評価額を算定して集計し、すみやかにその結果を公表するものとする。

(調査票の使用)

第13条 調査票は、統計法第15条第1項の規定により、統計上の目的以外に使用してはならない。

(関係書類の保存)

第14条 法人企業資産調査の関係書類は、次の区分によって保存しなければならない。

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永久	経済企画庁長官

附 則

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 昭和35年国富調査のための法人資産調査規則（昭和36年総理府令第54号）は、廃止する。ただし、昭和30年国富調査のための法人資産調査及び昭和35年国富調査のための法人資産調査の調査票の使用及び関係書類の保存については、なお従前の例による。

(別記様式 省略)

II 昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査規則

○総理府令第30号

統計法第3条第2項の規定に基づき、昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査規則を次のように定める。

昭和41年5月31日

内閣総理大臣 佐藤栄作

昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査規則

(目的)

第1条 統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計である昭和40年国富特別調査のための個人企業資産調査（指定統計第85号。以下「個人企業資産調査」という。）の施行に関しては、この府令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 個人企業資産調査は、個人企業（農林水産業を除く。以下同じ。）の所有し、又は使用する資産の状況を調査し、国富推計の基礎資料を作成することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この府令において、資産とは、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品並びにその他の有形固定資産で経済企画庁長官の定めるものをいう。

(調査の時点)

第4条 個人企業資産調査は、昭和40年12月31日現在によって行なう。

(調査の客体)

第5条 個人企業資産調査は、経済企画庁長官が別に定める地域に本店を有する個人企業のなかから都道府県知事が経済企画庁長官の定める方法により選定したもの（以下「調査個人企業」という。）について行なう。

(調査事項)

第6条 個人企業資産調査は、次の各号に掲げる事項について行なう。

1 名 称

- 2 本店の所在地
- 3 企業主又は代表者の氏名及び住所
- 4 従業者数
- 5 事業の内容及び事業収入
- 6 資産のうち別表に定めるものについては、その数量、取得時期及び取得価額、その他のものについては、その種類及び再取得価額
- 2 前項の調査事項の細目については、別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号に定める調査票に記載するところによる。

(申告の義務)

第7条 調査個人企業の企業主又は代表者は、前条第1項の調査事項に関し、同条第2項の調査票に所定の記入をしたうえ、都道府県知事の定める期日までに、都道府県知事又は第9条第1項に規定する個人企業資産調査員に提出しなければならない。

(調査の執行)

第8条 都道府県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の個人企業資産調査の執行をつかさどる。

(個人企業資産調査指導員及び個人企業資産調査員)

第9条 個人企業資産調査の事務に従事させるため、都道府県に、統計法第12条第1項の統計調査員として、個人企業資産調査指導員（以下「指導員」という。）及び個人企業資産調査員（以下「調査員」という。）を置くことができる。

2 指導員及び調査員は、都道府県知事が任命する。

3 指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員の事務の執行を指導する。

4 調査員は、都道府県知事の指揮監督及び指導員の指導を受けて、個人企業資産調査の実施に関する事務を行なう。

(統計従事者)

第10条 個人企業資産調査には、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官及び統計主事以外の者も従事させることができる。

(調査票の提出)

第11条 調査員は、第7条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、都道府県知事の定める期日までに、指導員に提出しなければならない。

2 指導員は、前項の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、都道府県知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項又は第7条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、経済企画庁長官に、その定める期日までに提出しなければならない。

(集計及び公表)

第12条 経済企画庁長官は、調査票を審査し、評価額を算定して集計し、すみやかにその結果を公表するものとする。

(調査票の使用)

第13条 調査票は、統計法第15条第1項の規定により、統計上の目的以外には使用してはならない。

(関係書類の保存)

第14条 個人企業資産調査の関係書類は、次の区分によって保存しなければならない。

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	5年	経済企画庁長官
結果表	永久	経済企画庁長官

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
 - 2 昭和35年国富調査のための個人事業体等資産調査規則（昭和36年総理府令第21号）は、廃止する。ただし、昭和30年国富調査のための個人事業体等資産調査及び昭和35年国富調査のための個人事業体等資産調査の調査票の使用及び関係書類の保存については、なお從前の例による。
- (別表および別記様式 省略)

III 昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査規則

○総理府令第31号

統計法第3条第2項の規定に基づき、昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査規則を次のように定める。

昭和41年5月31日

内閣総理大臣 佐藤栄作

昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査規則

(目的)

第1条 統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計である昭和40年国富特別調査のための地方公営企業等資産調査（指定統計第89号。以下「地方公営企業等資産調査」という。）の施行に関しては、この府令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 地方公営企業等資産調査は、地方公共団体の所有する資産のうち地方公営企業等の用に供するものの状況を調査し、国富推計の基礎資料を作成することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 地方公営企業等、地方公共団体の経営する企業のうち公共下水道事業及び病院事業以外のもの並びに収益事業をいう。

2 資産、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具・器具及び備品並びにその他の有形固定資産で経済企画庁長官の定めるものをいう。

(調査の時点)

第4条 地方公営企業等資産調査は、昭和40年12月31日現在によって行なう。

(調査の客体)

第5条 地方公営企業等資産調査は、経済企画庁長官が選定した地方公営企業等（以下「調査地方公営企業等」という。）について行なう。

(調査事項)

第6条 地方公営企業等資産調査は、次の各号に掲げる事項について行なう。

- 1 名 称
- 2 所在地
- 3 従業者数
- 4 事業の内容
- 5 資産の種類、取得時期、取得価額、減価償却額及び減価償却の方法

2 前項の調査事項の細目については、別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号に定める調査票に記載するところによる。

(申告の義務)

第7条 調査地方公営企業等の管理者は、前条第1項の調査事項に関し、同条第2項の調査票に所定の事項を記入したうえ、都道府県知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

(調査の執行)

第8条 都道府県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の地方公営企業等資産調査の執行をつかさどる。

(統計従事者)

第9条 地方公営企業等資産調査には、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官及び統計主事以外の者も従事させることができる。

(調査票の提出)

第10条 都道府県知事は、第7条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して経済企画庁長官に、その定める期日までに提出しなければならない。

(集計及び公表)

第11条 経済企画庁長官は、調査票を審査し、評価額を算定して集計し、すみやかにその結果を公表するものとする。

(調査票の使用)

第12条 調査票は、統計法第15条第1項の規定により、統計上の目的以外に使用してはならない。

(関係書類の保存)

第13条 地方公営企業等資産調査の関係書類は、次の区分によつて保存しなければならない。

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和35年国富調査のための地方公共団体及び公共組合資産調査規則（昭和35年總理府令第62号）は、廃止する。ただし、昭和30年国富調査のための地方公共団体及び公共組合財産調査並びに昭和35年国富調査のための地方公共団体及び公共組合資産調査の調査票の使用及び関係書類の保存については、なお従前の例による。

(別記様式 省略)

関 係 書 類 名	保 存 期 間	保 存 責 任 者
調 査 票	5 年	経 済 企 画 庁 長 官
結 果 表	永 久	経 済 企 画 庁 長 官